

令和 年 月 日

保護者様

岡山県立岡山朝日高等学校長

学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止の取り扱いをいたします。出席停止の対象となる感染症の種類と、出席停止期間の基準は次のとおりです。この期間は欠席扱いになりませんので、治療に専念していただきますようお願いいたします。医師に登校を許可された段階で、下記の治癒証明書を記入してもらい、登校時担任へ提出してください。

	感染症の種類	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第二種の出席停止の基準は、医師により感染のおそれがないと認められたときは、この限りではない。

----- キリトリ -----

## 治 癒 証 明 書

岡山県立岡山朝日高等学校

年 組 番 氏名

平成 年 月 日生

病 名

出席停止期間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関

医師 氏名